**要　請　書**

２０１７年１１月１５日

「日の丸・君が代」不当処分撤回を求める被処分者の会

東京「君が代」裁判原告団

共同代表　岩木　俊一　　星野直之

東京都教育委員会教育長　中井　敬三　殿

**＜要請の趣旨＞**

1. 本年９月１５日、東京地方裁判所（民事１１部佐々木宗啓裁判長）は、東京「君が代」裁判

第四次訴訟（平成２６年（行ウ）第１１９号　懲戒処分取消等請求事件）において、従来の最高裁判決（２０１２年１月、２０１３年９月など）を踏襲し、「裁量権の逸脱・濫用で違法」として７件・６名の減給・停職処分を取り消しました。

1. 当会・当原告団はこの判決を受け９月２２日、司法により「違法」とされた処分を行った

ことを「反省・謝罪」し「再発防止策を講じること」、「問題の解決のために都教育庁関係部署との話し合いの場を早期に設定すること」、「本請願書を教育委員会で配付」し「判決について慎重に検討し、議論し、回答すること」、「控訴しないこと」等を求める請願書を提出しました。

1. ところが貴委員会はその請願に回答することなく、上記判決を受けて、減給・停職処分を取

　り消された６名の原告の内、５名については控訴を断念し、処分取消が確定しました。１名については控訴しましたが、減給以上の処分をすべて取り消してきた従来の司法の判断に真っ向から挑戦する不当なものと言わざるを得ません。

1. そこで処分取り消しが確定した原告５名は、連名で中井教育長宛に「東京都教育委員会に謝

　罪を求める申し入れ書」（１０月８日付）を送付し、「都教委は、減給・停職処分は『裁量権の逸脱・濫用で違法』であると判断が下ったことを真摯に反省し、原告らに心からの謝罪をせよ」と求めました。しかし、今に至るまで何の回答も届いていません。

1. 司法により「違法」とされた減給・停職処分を行い、教育行政として重大な責任が問われる

事案であるにも拘わらず、原告らに謝罪し、名誉回復・権利回復の措置を講ぜず、再発防止策をも講じることなく、「判決が確定した事案については、当該各事案に関わる判決の内容に応じて必要な対応を行います」（１０月２３日付人事部職員課回答）として、給与等の経済的損失分の回復をするだけの対応は全くの「居直り」に他なりません。

６．更に重大なことに、本訴訟で貴委員会が控訴を断念して減給処分取消が確定した原告の内、現職の都立高校教員２名を呼び出し、事情聴取を行おうとしています。これは減給処分を取り消された現職の都立高校教員に新たに戒告処分を発令（以下再処分という）した事例（２０１３年１２月・７名、２０１５年３月・１名、２０１５年４月・８名）に鑑みると、今回も減給処分が取り消された都立高校教員２名に対し「再処分」を科すための準備であると疑わざるを得ません。７～８年前の事案での再処分など到底認められません。

そこで以下、緊急に要請するとともに、期限までに誠意ある回答を強く求めます。

**＜要請事項＞**

１．処分取消が確定した５名の原告に直ちに謝罪し、二度と「違法な」処分をすることがないように再発防止策を明らかにすること。

２．原告５名連名の「東京都教育委員会に謝罪を求める申し入れ書」（１０月８日付）に至急回答すること。

３．１名の控訴を取り下げること。

４．減給処分を取り消された都立高校教員２名の再処分のための事情聴取を行わないこと。

５．再処分を行わないこと。

６．処分を取り消された原告の名誉回復・権利回復のために、都教委ホームページ等での懲戒処分の公表と同じ方法で処分が取り消された事実を公表すること。

７．問題解決のための話し合いを拒否し、教育委員会への要請であるのに「教育委員会への報告及び教育委員会での審議は行いません」という態度（１０月２３日付回答）を改め、都教育庁の責任ある職員と被処分者の会・同弁護団との話し合いの場を早期に設定すること。また、本要請書を教育委員会で配付し、慎重に検討、議論し、回答すること。

**＜連絡先＞**「日の丸・君が代」不当処分撤回を求める被処分者の会・東京「君が代」裁判原告団事務局長　近藤　徹

**＜回答期限＞**　２０１７年１１月２７日（月）。上記近藤まで文書及びＦＡＸで回答すること。